

# 情報セキュリティ対策基本方針

独立行政法人日本学生支援機構

## 1. 目的

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流の推進を図ることを目的としている。

機構は、その目的を達成するため、機構が保有する情報資産を有効に活用して、迅速かつ的確なサービスを提供するとともに、業務の効率的・効果的な運営に努めている。

機構が保有する情報資産には、その漏えい、改ざん又は破壊等が発生した場合には極めて重大な結果を招くものが多数含まれていることから、十分な情報セキュリティの確保が求められている。

このため、ここに、機構における情報セキュリティ対策の基本的な方針を定め、対策を適切に推進することにより、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保することとする。

## 2. 定義

この基本方針における用語の定義については、次のとおりとする。

### (1) 情報資産

情報（電磁的に記録されたものに限らず、情報システムから出力された書面に記載された情報及び情報システムに入力された書面に記載された情報を含む。）及び情報を管理する仕組み（情報システム及びシステム開発、運用及び保守のための資料等）の総称。

### (2) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り、機構が調達又は開発するもの（管理を外部委託しているシステムや政府共通利用型システム<sup>1</sup>を含む。）をいう。なお、情報システム台帳においては、情報処理業務の補助的な機能を提供するツールも含む。

### (3) 情報セキュリティ

情報資産について、取り扱う情報の重要度に応じて次の要素を確保すること。

- ①機密性（情報にアクセス（情報を利用することをいう。以下同じ。）することを許可された者だけがこれにアクセスできる状態を確保すること。）
- ②完全性（情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。）
- ③可用性（情報へのアクセスを許可された者が、必要なときに中断することなく情報にアクセスできる状態を確保すること。）

---

<sup>1</sup>政府共通利用型システムとは、他の機関等を含め共通的に利用することを目的として、一つの機関等が管理・運用する情報システムであって、他の機関等が整備する情報システムに対し、同情報システムと連携して、情報システムのセキュリティ機能を提供する情報システム及び他の機関等に機器等を提供し、他の機関等の職員等が利用する情報システムをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）

情報資産の情報セキュリティ対策について総合的・体系的かつ具体的にまとめたものであり、次のものの総称。

- ①この基本方針
- ②情報セキュリティ対策基準

(5) 役職員等

次に掲げる者の総称。

- ①機構に勤務するすべての役員及び職員（派遣職員を含む。）
- ②機構の情報システムに関する企画、開発、保守及び運用等の情報処理業務の一部又は全部を請け負った事業者の従業員。
- ③学校職員その他機構の情報資産を利用する者。

3. 適用対象

- (1) この基本方針は、機構の情報資産を対象とする。
- (2) この基本方針は、すべての役職員等に適用する。

4. 周知

機構は、役職員等すべてに対して、ポリシーの周知と徹底を図るものとする。

5. 役職員等の責務

すべての役職員等は、ポリシーに定める事項の実施に責任を負うとともに、ポリシーを尊重し、遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策基準

機構における情報及び情報システムの情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断の基準を示すため、情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を別に定める。

7. 情報セキュリティ対策に関する運用規程及び実施手順

この基本方針及び対策基準に定められた対策を実施し、情報セキュリティを確保するための具体的な規程及び手順を示すものとして、情報セキュリティ対策運用規程及び実施手順を別に定める。